

兵庫県立大学 知的財産ポリシー

1 基本的考え方

(1) 大学の基本理念と使命

兵庫県立大学は、「兵庫の総合的な知の拠点として、人文科学、社会科学及び自然科学の発展とこれらの融合を目指す教育と研究を推進することにより、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成し、あわせて学術的な新知見を国内外に発信し、もって地域の活性化と我が国の発展に寄与する」ことをその目的としている。

本学は、教育・研究・社会貢献活動の充実を通して「21世紀にふさわしい県立大学の構築」を目指しているが、特に、県民に支えられる県立大学として、地域社会等への貢献に積極的に取り組む必要がある。本学では、兵庫県に存する高度な研究基盤を生かしながら、異分野間の融合を重視した独創的・先導的な研究を推進して「新しい知の創造」に尽力することとしており、県民生活の向上や地域産業の活性化等に資するため、その成果を知的財産として地域社会に還元することにより、「地域とともに発展する大学」の実現を図る。

(2) 対象者と知的財産の範囲

ポリシーの適用対象者

本学の教職員、学部・大学院学生及び本学の研究活動を行う者として受け入れた客員研究員、研修員等の研究員を対象者とする。

知的財産の定義

知的財産とは、発明、考案、意匠、植物新品種、プログラム及びデータベースの著作物、半導体集積回路配置、ノウハウ、成果有体物（材料、資料、試作品、モデル品、実験装置等）をいう。

職務発明等の定義

職務発明等とは、知的財産で、本学の教職員が、職務上使用することのできる本学もしくは公の経費を使用して行った研究又は本学の施設・設備を利用して行った研究の結果、職務に関連して得られた発明等（発明、考案、意匠、植物新品種）をいう。

2 職務発明等に係る権利の帰属と承継

(1) 職務発明等に係る権利の帰属

本学の教職員により得られた職務発明等に係る権利については、原則として県に帰属させ、組織として一元的に管理・活用を行う。（兵庫県知的財産取扱指針（以下「指針」という。）基本方針 -2-(1)）

(2) 発明届の提出

本学の教職員は、研究成果が職務発明等に該当すると認めるときは、論文・学会発表等の公開に先立ち、速やかに発明等の内容を書面により、学長を経由して知事に提出しなければならない。（職員の職務発明等に関する規則（以下「規則」という。）第4条）

(3) 職務発明等の認定及び権利の承継の決定

学長は、職務発明審査会における審査結果に基づき、届出のあった知的財産が職務発明等であるかどうかを認定し、職務発明等であると認定したときは、当該知的財産に係る権利を承継するかどうかを決定する。（規則第5条）

また、権利の承継の基準は、以下のとおりとする。

【権利の承継に関する審査基準】

県が知的財産に係る権利を承継する職務発明等は、以下に掲げる基準のいずれにも該当するものとする。

- ・今後の需要に期待が持てるもの
- ・特許権等の有効な運用により、最終的に県民に利益が還元できると思われるもの

- ・内容に新規性及び進歩性があること

(職員の職務発明等に関する規則の施行について (例規) 第 1 の 3)

(4) 権利を承継しないものの取扱い

学長が承継しないと決定した職務発明等に係る権利は、知的財産創作者の本学の教職員に帰属し、創作者の裁量で当該権利を処分できる。

3 共同研究及び受託研究の推進と職務発明等に係る権利の帰属

(1) 共同研究等の推進

本学は、企業等との共同研究や受託研究に積極的に取り組み、独創的研究・技術のシーズの創出と産学連携による当該シーズの移転を促進することにより社会貢献を推進する。

(2) 職務発明等に係る権利の帰属

ア 共同研究

企業等との共同研究から生じた知的財産に係る権利については、原則として県と共同研究相手方との共有とし、その貢献度に応じた持ち分割合とする。また、その維持管理においても、原則として、持ち分に応じた経費負担とする。

イ 受託研究

企業等からの受託研究により、本学の教職員が得た知的財産に係る権利については、県への帰属を原則とする。ただし、特許権又は実用新案権の一部を委託者である企業等に譲渡できる。(研究交流促進法第 7 条)

4 職務発明等の管理及び利活用

(1) 職務発明等の管理責任

本学の職務発明等に係る権利は、全学の知的財産戦略に基づき、その積極的な利活用

を図るため、知的財産本部において一元的に管理する。

(2) 出願等

県が職務発明等を権利化する権利を承継したときは、職務発明審査会における審査結果に基づき、学長が出願等権利化の手続きを行う。

(3) 補償

県が職務発明等に係る権利を承継したときは、知的財産創作者の本学の教職員に対し、金銭的補償を行う。

ア 補償項目及び金額は、次のとおりとする。

登録補償金

定額補償とし、特許登録1件当たり、20,000円とする。(規則第9条)

また、考案、意匠、植物新品種については、10,000円とする。(規則第15条)

実施補償金

県が得た実施料収入から、県が負担した特許料を控除した額の30%を知的財産創作者の本学の教職員に支払う。(規則第10条)

イ 知的財産創作者の本学の教職員が複数名いるときは、その寄与度に応じた割合で、創作者配当分を案分する。(規則第11条)

(4) 実施料収入の研究室への還元

県が実施料収入を得た場合、その一部を当該本学の教職員の属する研究室に還元する。

(5) 職務発明等の利活用

本学の先進的・独創的な研究成果を知的財産権の形で広く社会に公表し、その活用を図ることによって研究成果を具体的に社会に還元する。このプロセスを通じて社会のニーズを把握し、これを研究の推進に反映させる。

このため、本学独自のマーケティング活動やライセンスによる新事業の創出、TLO等を通じた技術移転等を進めるほか、本学発ベンチャーを創出するなど多様な取組みを

展開する。

ア 実施許諾（ライセンス）

本学の知的財産権の実施の許諾は、学長が行う。この場合、実施許諾先は、知的財産
創作者の本学の教職員の意向を尊重する。

イ 実施権の種類

大学単独の知的財産権

通常実施権の付与を原則とする。

ただし、政策上、特に必要と認める場合は、優先実施権を付与することができる。こ
の場合、実施条件等について通常実施権との差異を設ける。

通常実施権：実施許諾契約で定めた範囲内で、業として特許発明を実施できる権利で複数の実施権
を設定できることが可能。

優先実施権：当事者間で特許権者が他の者に実施許諾しないという特約を締結することにより、優
先的に実施できる権利。

（指針 具体的取扱い -1-(2)- 、 ）

共同研究から生じた共有の知的財産権

通常実施権又は優先実施権のいずれを付与するかについては、相手方の希望とともに、
県の政策や公共性を勘案して契約で定める。（指針 具体的取扱い -1-(2)- ）

受託研究から生じた知的財産権

通常実施権の付与を原則とするが、受託研究の委託者又は委託者が指定する者に限り、
優先実施権を付与することができる。

ウ 付与期間

実施権付与期間は、実施の計画や見込みの状況に応じて決めることができる。この場
合、実施状況等を勘案し、一定期間ごとに継続の可否を含めて見直しを行う。

なお、優先実施権の場合は原則5年間とし、更新も可とする。（指針 具体的取扱い
-1-(3)及び(4)）

エ 維持管理

県の保有する本学の知的財産権については、実施見込みや県の政策との関連性等を踏まえて、概ね3年ごとに職務発明審査会で見直しを行い、活用の見込みのない知的財産権は、放棄や譲渡等の処分を行う。(指針 具体的取扱い -4-(1))

オ 譲渡価格

譲渡する際の価格については、今後の利益見込み、これまでに投下した費用、特許の残存価格及び現在の特許の価値等から適切な価格を設定する。(指針 具体的取扱い -4-(3))

5 不服の申出

本学の教職員は、知的財産に係る職務発明等の認定、知的財産に係る権利の承継に関する学長の決定に対して不服があるときは、その通知を受けた日から30日以内に、知事に対し不服の申出をすることができる。(規則第14条)

6 プログラム及びデータベースの著作物等の取扱い

プログラム及びデータベースの著作物、半導体集積回路配置、ノウハウ、成果有体物の取扱いは、原則として、職務発明等に準じる。これらの管理、補償等において取扱いの異なるときは、別に定める。

7 本学の教職員以外の者に対する取扱い

(1) 知的財産に係る権利の帰属

本学の学部・大学院学生及び本学の研究活動を行う者として受け入れた客員研究員、研修員等の研究員(以下「学生等」という。)が、本学の教職員の指導を受け又は本学の施設・設備を利用して研究を行った結果、得た知的財産に係る権利については、原則として契約により県の帰属とする。

(2) 補償

学生等が知的財産に係る権利を本学に譲渡した場合の補償金については、契約により定める。

(3) その他の取扱い

本学の教職員以外の者に対するその他の取扱いについては、本学の教職員に準じる。

8 知的財産の管理及び産学連携の実施体制

(1) 知的財産本部の設置

本学の教職員及び学生等による知的財産の創出、出願、活用を一括して管理し、技術移転等による社会・産業界への貢献を図るため、知的財産本部を設置する。

(2) 知的財産本部の役割

知的財産本部は、本学の知的財産の有効活用を図るため、TLO等の外部機関と連携しつつ、主として以下の役割を果たす。

知的財産に係る基本的な方針の企画及び立案

知的財産の創出、保護、管理及び活用

知的財産に係る財務管理

知的財産をシーズとする共同研究、受託研究の企画及び推進

知的財産の管理及び活用におけるTLO等外部機関との連携

知的財産を経営資源とする大学発ベンチャーの創出及び支援

9 教職員等の守秘義務

本学の教職員及び学生等並びに契約により本学の知的財産に関する業務を行う者は、知り得た本学の知的財産について守秘義務を負う。

共同研究等においては、企業等と本学の双方は、秘密保持に関する契約又は覚書を締結することにより、その実効性を高める。